

## 議第四百四十九号

### 岐阜県流域下水道事業の設置等に関する条例について

岐阜県流域下水道事業の設置等に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

### 岐阜県流域下水道事業の設置等に関する条例

(流域下水道事業の設置)

第一条 県に、流域下水道事業を設置する。

(地方公営企業法の適用)

第二条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第二条第三項及び地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第一条第二項の規定により、流域下水道事業に法第二条第二項に規定する財務規定等を適用する。

(事業の範囲)

第三条 流域下水道事業として行う事業は、岐阜県流域下水道条例(平成二年岐阜県条例第三十二号)第三条に規定する木曾川右岸流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理とする。

(経営の基本)

第四条 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(重要な資産の取得及び処分)

第五条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売却以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格)が七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第六条 流域下水道事業の業務に関し、法第四十条第二項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が百万円以上のもの及び法律上

県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が百万円以上のものとする。

（業務の状況を説明する書類の作成）

第七条 知事は、法第四十条の二第一項の規定により流域下水道事業の業務の状況を説明する書類（以下「業務説明書」という。）を、毎事業年度、四月一日から九月三十日までのものについては十一月三十日、十月一日から翌年三月三十一日までのものについては五月三十一日までに作成しなければならない。

2 業務説明書には、次に掲げる事項を記載するとともに、十一月三十日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を、それぞれ明らかにしなければならない。

一 事業の概要

二 経理の状況

三 前二号に掲げるもののほか、業務の状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第一項に規定する期日までに業務説明書を作成することができなかった場合においては、知事は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（岐阜県積立基金条例の一部改正）

2 岐阜県積立基金条例（昭和三十九年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表岐阜県木曾川右岸流域下水道維持管理基金の項を削る。

第四条第二項中「岐阜県県営住宅特別会計歳入歳出予算に、岐阜県木曾川右岸流域下水道維持管理基金から生ずる収益は岐阜県流域下水道特別会計歳入歳出予算」を、「岐阜県県営住宅特別会計歳入歳出予算」に改める。

（岐阜県特別会計設置条例の一部改正）

3 岐阜県特別会計設置条例（昭和三十九年岐阜県条例第五号）の一部を次のように改正する。

本則の表岐阜県流域下水道特別会計の項を削る。

## 提 案 説 明

県に流域下水道事業を設置し、地方公営企業法の一部を適用する等のため、この条例を定めようとする。